

国内募集型企画旅行条件書（お申込みのご案内）

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

この旅行は、株式会社わらび座 あきたびくらぶ〔秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田 430 秋田県知事登録旅行業第 2-138 号〕（以下「当社」という）が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」）を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書のほか、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部及び、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）によります。

【旅行のお申込みと旅行契約の成立】

当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとり様につきお申込金（旅行代金の 20%以上）または旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。また、旅行契約については、当社が予約の承諾をし、申込金を受理したときに成立するものとします。

当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による予約のお申込みを受付します。この際、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社がご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内にお申込書とお申込金を提出していただきます。この期間内に提出がない場合は、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います。

【旅行代金のお支払】

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって 14 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。また、基準日以降にお申込みをされた場合は、お申込み時または当社の指定する期日までにお支払いいただきます。

【旅行代金の適用】

参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上 12 歳未満の方はこども代金となります。ただし 6 歳未満の幼児がバス座席を確保したり、航空機や列車等を利用する場合には実費をいただきます。

【旅行代金に含まれるもの】

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
- (3)その他パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

【旅行代金に含まれないもの】

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- (2)クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (3)ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
- (4)運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- (5)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

【旅行契約内容の変更】

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない時は変更後に説明します。

【旅行代金の変更】

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。ただし、旅行代金を増額変更する時は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前までにお知らせいたします。
- (2)前項により旅行内容が変更され、旅行に要する費用が増額又は減額したときは、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。
- (3)運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となった時は、旅行代金の額を変更することがあります。取消しによって利用人数が変更になった時、取消したお客様より所定の取消料をいただきます。

【お客様の交替】

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。また、契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

【お客様による旅行契約の解除】

お客様は次に定める取消料をお支払いただくことにより、旅行契約を解除することができます。この場合すでに收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。尚、契約解除のお申し出は、下記営業時間内のみお受け致します。

営業時間〔平日 10 時～17 時 土日祝祭日休業〕

解除の時期	取消料の内容（おひとり）
旅行開始の前日から起算して 21 日前まで	いただきません
旅行開始日の前日から起算して 20 日前まで （日帰り旅行にあつては 10～8 日前まで）	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算して 7 日前まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日の当日	旅行代金の 50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

【当社による旅行契約の解除】

当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。（下記は一部事例）

- (1)旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2)旅行者が病気その他の事由により、当該旅行にたえられないと認めるとき。
- (3)旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4)天災地変、戦乱、運輸機関等における争議行為、国内外の官公署命令その他の当社の管理できない事由により、旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

【当社の責任及び免責事項】

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)お荷物の損害については損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、1 人 15 万円を限度として賠償いたします。
- (3)お客様が次に例示するような事由により賠償を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - ②運送、宿泊機関の事故若しくは火災またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - ③官公庁の命令、または伝染病による隔離

④自由行動中の事故

⑤食中毒

⑥盗難

⑦運送機関の遅延、不通またはこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的滞在時間の短縮。

⑧故意に法令に違反する行為を行いまは法令に違反するサービスの提供を受けている間に起きた事故。

【お客様の責任】

お客様の故意または過失により、当社が損害を受けた場合には、お客様に損害を賠償していただきます。

【特別保証】

お客様が旅行中、生命、身体、または荷物に被られた一定の損害については当社の故意、過失の有無にかかわらず特別補償規定の定めるところにより補償金及び見舞金をお支払いします。ただし、旅行者の脳疾患、疾病、心神喪失や戦乱、核爆発、地震、噴火、津波の事故およびハングライダー等、これらに類する危険な運動による場合はこの適用をいたしません。携帯品も現金、貴重品、重要書類、撮影済のフィルム、フロッピー、CD等適用外となります。

【旅程保証】

当社は、広告等に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金をお支払いいたします。ただし、一募集型企画旅行につき合計15%を上限とし、支払う変更補償金の総額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。また、当社は、お客様の合意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

(1)旅行開始日または旅行終了日の変更

(2)入場する観光地または観光施設、その他の旅行目的地の変更

(3)運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更

(4)運送機関の種類または会社名の変更

(5)宿泊施設の種類または名称の変更

※ただし天災、暴動、などの不可抗力または運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止などによる場合は当社は変更補償金を支払わないことがあります。

【欠航】

天候等で出発便が欠航し、旅行催行が不可能な場合には、旅費の全額を（お申し込みの旅行窓口で）ご返金します。お帰りの便の欠航により延泊の必要がある場合には宿泊費、食事代等はお客様負担になります。

【添乗業務】

原則として添乗員が同行いたしますが、添乗サービス内容は原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体行動を行うための必要な業務とし、行程中は添乗員の指示に従っていただきます。業務時間帯は原則として8時から20時といたします。

【その他】

旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要すると判断した場合、お客様の生命、身体の安全のため、必要な措置をとらせていただきます。その際に要した費用はお客様の負担となります。その他の事項については観光庁長官認可の当社「旅行業約款」によります。

秋田県知事登録旅行業第2-138号

(社)全国旅行業協会会員

株式会社わらび座 あきたびくらぶ

〒014-1192 秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田 430

(あきた芸術村 温泉ゆぽぽ 温泉館内)

TEL 0187-49-6021 FAX 0187-44-3313

総合旅行業務取扱責任者：三浦美由貴

